

## 6月の税務

10日(火)

・5月分 源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

6月中旬

・所得税の予定納税の通知

30日(月)

・4月決算法人の確定申告と納税

・10月決算法人の中間申告と納税

・7月、10月、1月決算法人の3ヶ月ごとの  
消費税の中間申告

・5月分社会保険料納付

そろそろ梅雨入りも近いようですが  
いかがお過ごしでしょうか。  
梅雨冷えに体調を崩しませんように  
お気を付けください。



## 紹介キャンペーン実施中！

この度、特別なご紹介キャンペーンを実施いたします。

顧問契約を新規にご紹介いただいたお客様に、  
感謝の気持ちを込めてAmazonギフトカードをプレゼントいたします。

### 🎁 特典内容

- ・ご紹介先が法人様の場合：**5万円分**のAmazonギフトカード
- ・ご紹介先が個人事業主様の場合：**3万円分**のAmazonギフトカード

### 📣 キャンペーン詳細

対象：顧問契約を新規にご紹介いただいたお客様

特典：上記金額のAmazonギフトカードを、顧問契約ご成約時にお渡しいたします。

期間：**期間限定**

### 👉 ご紹介の流れ

1. 顧問契約にご興味のある法人・個人の方を弊社にご紹介ください。
2. ご紹介いただいた方が顧問契約をご成約された場合、
3. ご紹介者様にAmazonギフトカードをお贈りいたします。

この機会にぜひ、貴社の大切なビジネスパートナーやご友人をご紹介ください。

お問い合わせは各担当者までお願いします。

※決算月などの関係でお受けできない場合もございます。

## 特定親族特別控除の新設

**特定親族特別控除**は、特定扶養親族（その年の12月31日現在の年齢が19歳以上23歳未満の親族）のうち、従来の扶養控除の所得要件（合計所得金額48万円以下）を超えても、一定の所得範囲内であれば、引き続き納税者が税制上の控除を受けられるようにするための制度です。

従来の税法では、扶養親族の年間合計所得金額が**48万円**（給与収入のみなら103万円）を超えると、扶養控除の対象から外れ、納税者の税負担が増加するという問題がありました。特に大学生などがアルバイト収入を増やすと、その収入が103万円を超えた途端に、扶養から外れてしまうため、  
控除を受けるためには就業調整を行わなければならないという問題が発生していました。

この「特定親族特別控除」は、この問題を緩和し、より多くの学生が学業と両立しながらアルバイト収入を増やすことを促進するとともに、子育て世帯の税負担を軽減することを目的としています。



この制度の控除額は以下の表のとおりです

| 特定扶養親族の控除額              | 控除額  |
|-------------------------|------|
| 親族の合計所得金額 48万円以下        | 63万円 |
| 親族の合計所得金額 48万円超85万円以下   | 63万円 |
| 親族の合計所得金額 85万円超95万円以下   | 51万円 |
| 親族の合計所得金額 95万円超105万円以下  | 39万円 |
| 親族の合計所得金額 105万円超115万円以下 | 27万円 |
| 親族の合計所得金額 115万円超123万円以下 | 15万円 |
| 親族の合計所得金額 123万円超        | 0円   |

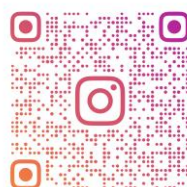
## 梅雨がない地域

毎年、気象庁が発表している梅雨入り、梅雨明けの知らせに北海道は対象外となっていますが、もともとは北海道でも梅雨はあるものとされていました。

しかし北海道の梅雨は、本州の梅雨のように長続きすることが少ないため、梅雨の時期がはっきりせず正式には定めないことになりました。このような経緯から北海道には梅雨がないといわれています。



Instagramを  
スタッフが毎日  
更新しております。  
お時間がある時に  
是非ご覧に  
なってください！



URANOKAIKEI

